

(おしらせ)

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴うガス料金等の取り扱いについて

令和 2年 5月 21日

吉田ガス株式会社

当社は、経済産業省から、新型コロナウイルス感染症の影響により休業および失業等が発生している状況を踏まえ、一時的にガス料金の支払いが困難となるお客さまについて、都市ガス料金等の支払期限を延長する等の要請を受けました。本要請を踏まえ、ガス料金のお支払い期限の延長措置等の対応を令和2年3月25日に公表をいたしましたが、対象の料金を以下の通り拡大することを決定しましたので改めてお知らせいたします。

1. 対象のお客さま

吉田ガスの都市ガスおよびプロパンガスをご利用いただいているお客さまで、公的支援「生活福祉資金貸付制度」※1の緊急小口資金および総合支援資金の特例措置に基づく貸し付けを受けたお客さま

※1 各都道府県の社会福祉協議会が新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ休業や失業等により生活資金に困窮する方への特例貸付制度

2. 対象の料金

2月～3月検針分で、お支払い期限※2が3月25日以降のもの、また4月～5月検針分に加え、6月検針分も対象とします。

※2 定例検針日の翌日から起算した50日目

3. 延長期間

お支払い期限※2から1カ月間

4. 方法

延長措置を受けるためには、お客さまからのお申し込みが必要となります

5. お申し込み・お問い合わせ先

吉田ガス 業務グループ

<電話> 0555-22-2161

<受付時間> 9時～17時(土・日・祝日は除く)

以上